

7月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和3年7月29日(木)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の報告について
 - 日程第4 議案第16号 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
・・・資料1(生涯学習課)
 - 日程第5 議案第17号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について
・・・資料2(生涯学習課)
 - 日程第6 議案第18号 藤井寺市立市民運動広場条例施行規則の一部を改正する規則について
・・・資料3(スポーツ振興課)
 - 日程第7 議案第19号 藤井寺市立市民水泳プール条例施行規則の一部を改正する規則について
・・・資料4(スポーツ振興課)
 - 日程第8 議案第20号 藤井寺市立市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について
・・・資料5(スポーツ振興課)
 - 日程第9 議案第21号 藤井寺市立テニスコート条例施行規則の一部を改正する規則について
・・・資料6(スポーツ振興課)
 - 日程第10 議案第22号 藤井寺市高等学校等入学準備金支給規則の一部を改正する規則について
・・・資料7(教育総務課)
 - 日程第11 議案第23号 藤井寺市立学校条例施行規則の一部を改正する規則について
・・・資料8(教育総務課)
 - 日程第12 報告第21号 藤井寺市生涯学習審議会の委員の委嘱について
・・・資料9(生涯学習課)
 - 日程第13 報告第22号 教育委員会の後援名義等使用について
・・・資料10(教育総務課)
 - 日程第14 その他報告事項
 - 道明寺こども園 幼保連携型認定こども園タイムスケジュール案について
・・・資料11(保育幼稚園課)
- 4 出席委員

教育長	濱崎 徹
教育委員(教育長職務代理者)	糸野 聡史
教育委員	福村 尚子
教育委員	足立 敦子
教育委員	足立 義幸
- 5 教育部出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育総務課長、学校教育課長、文化財保護課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、図書館長

6 その他出席者 こども未来部長、こども未来部次長兼保育幼稚園課長、
保育幼稚園課参事

7 書記 教育総務課課長代理

8 傍聴者 0人

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育長

皆さんこんにちは。

6月の定例会議が6月末に終わりました。7月に入りました。7月12日から東京では4度目の緊急事態宣言に入り、大阪は、まん延防止等重点措置が延長されましたが、20日過ぎからオリンピックが始まり、連日熱戦が繰り広げられ、お祭りムードになっておりますが、ここに来て、感染者数が東京・大阪をはじめ、全国で増加傾向になっております。皆さんご存知のように、新型コロナウイルス感染症は、昨日は東京で3177人、名古屋で1051人、大阪が798人ということで、今週に入ってから全国的に急上昇し、またまた終息が見えず、長期化するようです。

我々教育委員会としては、このことについては、子どもへの影響が大変心配するところで、まさにニューノーマルな生活が2年以上にわたっています。社会全体が新型コロナの影響を受け閉塞感が漂っている中、教育や子どもたちに与えたダメージも大変大きく心配しています。

議会でも出ましたが、ある調査によると、イライラすることが多い等、子どもたちの心身の健康状態が明らかに低下傾向にあるのではないかとということが言われています。それから、コロナの直接的な影響かは定かではありませんが、この5月に文部科学省が厚生労働省と警察庁の統計をまとめたところによると、去年1年間に自殺した小中学生と高校生は499人で、前年度より100人増え、統計史上最も多くなり、大変深刻な課題となっております。いじめや、虐待、不登校、貧困とあらゆる教育的な格差の問題は、今さらに深刻さを増しているように思います。

7月21日から夏季休業に入りましたが、楽しい夏休みが送れるように、何とか今以上に規制が厳しくならないよう、旅行へ行ったりできるよう、感染防止に気をつけながら、楽しみを指折り数えている子どもたちがたくさんいるかと思うので、また緊急事態宣言が出ると、せっかくの夏休みが残念な感想のものになってしまうので、何とか悪くならないように願っています。

今、お話ししましたような子どもたちへの影響ということで言いますと、2学期に入っても、より一層、子どもたちの様子を注意深く見守ることが必要であると感じています。

それでは、7月の定例教育委員会議を始めます。

初めに、本日の会議録の署名委員ですが、足立義幸委員よろしくお願ひいたします。続きまして、前回令和3年6月の教育委員会議録につきまして、ご承認いただけますか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

では、承認ということで、よろしくお願ひいたします。

それでは、会議次第に従い議事に入ります。本日は、議決案件が8件、報告事項が2件、その他報告事項が1件でございます。

それでは、議案第16号 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、生涯学習課長説明願ひます。

○生涯学習課長

説明させていただきます。資料1をご覧ください。藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、9月市議会に議案提出することにつきまして、ご審議いただきますようよろしくお願ひ致します。

本市の条例は、厚生労働省令に基づいており、今回の改正は、この省令が改正されたことに伴うものでございます。

具体的な内容としましては、放課後児童支援員の資格要件につきまして、これまでは都道府県知事又は政令市（大阪市・堺市）の長が行う放課後児童支援員認定資格研修を終了した者とされておりましたが、今回の改正により、中核市である長も同研修の実施が可能になり、その研修の修了者も資格要件に加えられたものでございます。

この改正を受けまして、本条例第11条第3項を省令同様に改正し、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。説明によりますと、国の改正に基づいて市の条例も改正したということで、支援員の研修要件について、政令指定都市もしくは中核市の長ができるということです。何かご質問等ございますか。

○委員

運営に携わっている方々は、何人くらいでどういう運営内容なのか、軽く教えていただければと思います。

○生涯学習課長

実際に学級を運営しているということでよろしければ、現在、足立委員からご指摘がありました放課後児童会は、支援員が19名、指導員が46名の合計65名と、巡回指導を主な目的としまして、社会教育指導員2名の合計67名で運営しております。学級の規模によりまして配置の人数は異なりますが、概ね、各学級ごとに7名から11名を配置しております。1支援（1つの教室）を単位に2名もしくは3名の配置になっております。以上です。

○委員

生徒さんは何名ぐらいいますか。

○生涯学習課長

学級によっても違いますが、5月1日時点でよろしければ、今のところ700弱です。正確な人数は今手元にありませんので、正確な数字は、また後日、委員へお知らせいたします。以上です。

○教育長

他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。そもそも、これは中核市の長が加わったということは、資格を取りやすくなったということですか。

○生涯学習課長

はい、その通りです。現在、府下の市町村は、府が実施する研修を受講しております。本市の対象者につきましても、概ね、府の研修で受講できていることから、中核市で実施される研修に即座に参加するということは考えにくいのですが、今後、本市でも区や、例えば政令市での研修を終了された方に加えまして、この中核市での研修修了者も支援員として雇用することができるようになるということが大きなメリットの一つかなと考えております。以上です。

○教育長

他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第16号 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

ありがとうございます。それでは、議案第16号について、決定いたします。続きまして、議案第17号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について、生涯学習課長説明願います。

○生涯学習課長

続きまして、資料2をご覧ください。藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。

4月の定例教育委員会会議でもご報告がありましたが、行政手続の簡素化を図り、市民の負担を軽減し、利便性を向上することを目的とした藤井寺市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則により、本規則に係る様式第1号「放課後児童会入会申請書」及び様式第5号「放課後児童会負担金減免申請書」への押印義務は既にご覧いただけますが、改めて当該様式の規則改正をしようとするものです。

また、併せて放課後児童会開設時間について、所要の改正を行うものです。以上です。

○教育長

押印の廃止と時間の改正ですね。時間の改正について、もう少し詳しく説明をお願いします。

○生涯学習課長

放課後児童会の開設時間につきましては、通常開設時間と、延長申請時に利用できる時間を明確に区分したものでございますので、新旧対照表を見ていただくとよくわかると思います。資料の後ろから4枚目になります。開設時間につきましては、第3条におきまして、「今までは午後6時5分までとする、ただし、退所時に保護者またはこれに代わる者の同伴がない時は午後5時までとする。」と規定しておりましたが、今後は「通常は5時までとし、教育委員会が必要と認める時は6時まで延長できる」という改正を考えております。以上です。

○教育長

実質は変わらないということですか。

○生涯学習課長

はい、そのとおりです。

○委員

今の件で、教育委員会が必要と認める時というのは、何か事前の届け出や相談があった上で認めるというような手続きをとるのでしょうか。どういうプロセスが必要なのか教えていただけますか。

○生涯学習課長

現在、この条例に関しましては、今、委員からご指摘のようなプロセスはないのですが、イメージ的なプロセスの過程といたしましては、窓口での相談や、こういったことができるかというような利用者様からのご相談や申告等があります。当然、条例に基づいて動いていますので、照らし合わせて、何でもかんでも無理ということではなくて、そのときに教育委員会のこの場合も含め、事務局もしくは委員会で、こういう案件が上がってきていますということで、承認の有無をご判断いただくといったプロセスになっております。以上です。

○教育長

もう少し具体的に説明をお願いします。普通は5時で終わりですが、6時まで延長する要件は、どういう要件の時というのは教育委員会が判断するということですか。

○生涯学習課長

6時まで使える時の規則としましては、保護者の就労時間や保護者が不在になる時というのが条件になっていますので、例えば、保護者がその時間に在宅だが預かってほしいというのは難しいです。ただ、規則にはありませんが、想定の中ですと、1～2か月だけどうしても通院しなければならない等は可能です。規則

に定められていること以外でも、保護者がどうしても1～2か月間だけ難しいので6時まで預かってほしいとなった時に、規則にない文言の中で6時まで預かれるかどうかは教育委員会が判断するというものです。書かれている文言に関しては、今申し上げたように、原則保護者が不在である、もしくは、5時から6時の間は保護者が必ず現場に迎えに来るという事であれば、6時まで預かれることになっています。以上です。

○委員

先ほどの窓口というのは、こちらの教育部市役所6階に事前相談に来るのか、それとも生涯学習課の方へ問い合わせに行くのか、それとも各学校の担当窓口になる先生にその都度電話なりで相談をして了解を得るのか、どんなかたちになるのかというのは、まだ今後検討していくところでしょうか。

○生涯学習課長

現在、その部分に関してはできていますが、保護者にとっては現場の指導員や支援員の方が一番話しやすいと思うので、そこに連絡があったとしても行政的な手続きの部分になりますので、必ず市役所6階の放課後児童会担当へ最後には連絡が来るようになっており、そこでのやりとりになっております。以上です。

○教育長

今までは、6時5分までは預かりますというお話で、ただし、条件としては6時5分には必ず保護者が迎えに来てくださいということで、もし子どもが一人で帰るのであれば5時退所になりますというルールでしたね。今回は、それからの変更で、一応5時までが預かる時間で全員5時に退所してもらいます、ただし、ご家庭に理由があって、6時までにお迎えに来られるようなら6時まで延長で認めますよということですね。前回と今回のルールの利便性でいうと、そう変わりないですね。ただし、1回1回延長については申請をしないといけないのですね。

○生涯学習課長

延長に関しましては、事前登録時に延長を使うかどうか届け出すことになっています。利用者の方には今までと変わりはありません。

○教育長

利便性を気にされていると思うので、どちらの方が使いやすいのかということですね。今で言うと、ずっと6時まで預かってほしいと思っておられる方は最初の登録でいいということですね。緊急で5時には帰ってくるが6時まで預かってほしいといった事由がある方は申し出てくださいというお話ですね。今まで運営してみて、そう変わりはないということですね。よろしいでしょうか。それでは、議案第17号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

ありがとうございます。それでは、議案第17号について決定いたします。続きまして、議案第18号ですが、これは議案第21号まで同じ内容の説明になりますか。

○スポーツ振興課長

はい。

○教育長

それでは一括して説明していただけますか。その後、一つずつ決議をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは議案第18号から議案第21号まで一括して、スポーツ振興課長説明願います。

○スポーツ振興課長

スポーツ振興課より、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号を一括してご説明させていただきます。

まず、議案第18号 藤井寺市立市民運動広場条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、資料3をご覧ください。

先ほど、生涯学習課長からもご説明がございましたが、行政手続きの簡素化を図り、市民の皆様の負担を軽減し、利便性を向上することを目的とした、「藤井寺市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則」により、本規則に係る様式第7号「藤井寺市立市民運動広場使用料還付請求書」につきまして、押印義務を廃止するとともに、当該様式の名称を、「藤井寺市立市民運動広場使用料還付申請書兼請求書」に改正しようとするものでございます。

続きまして、議案第19号 藤井寺市立市民水泳プール条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。資料は4番になります。

規則改正の目的といたしましては、先ほどの改正目的と同様でございます。本規則に係る様式第3号「藤井寺市立市民水泳プール使用料還付請求書」につきまして、押印義務を廃止するとともに、当該様式の名称を、「藤井寺市立市民水泳プール使用料還付申請書兼請求書」に改正しようとするものでございます。

続きまして、議案第20号 藤井寺市立市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。資料は5番になります。

規則の改正目的につきましては、先と同様です。本規則に係る様式第7号「藤井寺市立市民総合体育館使用料還付請求書」について、押印義務を廃止するとともに、当該様式の名称を、「藤井寺市立市民総合体育館使用料還付申請書兼請求書」に改正しようとするものでございます。

続きまして、議案第21号 藤井寺市立テニスコート条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。資料は6番になります。

規則改正の目的といたしましては、同様に、本規則に係る様式第7号「藤井寺市立テニスコート使用料還付請求書」について、押印義務を廃止するとともに、当該様式の名称を、「藤井寺市立テニスコート使用料還付申請書兼請求書」に改正しようとするものでございます。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。それでは、議案第18号 藤井寺市立市民運動広場条例施行規則の一部を改正する規則について、何かご質問等ございますか。

○委員

押印義務廃止のほか、申請のデジタル化などの推進は行なっていますか。行なっている場合はその状況、行なっていない場合は検討する可能性について、教えてください。

○教育総務課長

申請のデジタル化につきましては、その第一歩として今回の押印義務の廃止を行うものでございます。今後の動きにつきましては具体的にはまだ決まっておりませんが、わかり次第情報提供させていただきます。

○教育長

他にご質問等ございますか、よろしいでしょうか。それでは、議案第18号 藤井寺市立市民運動広場条例施行規則の一部を改正する規則について、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

ありがとうございます。それでは、議案第18号は提案のとおり決定いたします。続きまして、議案第19号 藤井寺市立市民水泳プール条例施行規則の一部を改正する規則について、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第19号 藤井寺市立市民水泳プール条例施行規則の一部を改正する規則について、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

ありがとうございます。それでは、議案第19号は提案のとおり決定いたします。続きまして、議案第20号 藤井寺市立市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第20号 藤井寺市立市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

ありがとうございます。それでは、議案第20号は提案のとおり決定いたします。続きまして、議案第21号 藤井寺市立テニスコート条例施行規則の一部を改正する規則について、委員の皆様、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第21号 藤井寺市立テニスコート条例施行規則の一部を改正する規則についてこのとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

ありがとうございます。それでは、議案第21号は提案のとおり決定いたします。続きまして、議案第22号 藤井寺市高等学校等入学準備金支給規則の一部を改正する規則について、教育総務課長説明願います。

○教育総務課長

議案第22号 藤井寺市高等学校等入学準備金支給規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。資料7をご覧ください。

先ほどの案件と同じですが、本規則に係る様式1号「藤井寺市高等学校等入学準備金支給申込書」での押印欄の廃止に伴う規則改正をしようとするものです。

また、本規則第2条第3号中で定義する「生徒」欄の表記の中で「在籍」とあるのを他の要綱等と表記を統一すべく「在学」の表記へ改正しようとするものです。以上でございます。

○教育長

ありがとうございます。ただ今の件につきまして委員の皆様、何かご質問等ございますか。

○委員

コロナの影響はありましたか。人数は増えていますか、減っていますか。

○教育総務課長

お答えいたします。生徒数自体が減少傾向にあるため、高等学校入学準備金受給者数も減少傾向にあります。新型コロナウイルスの影響で申請者数は増えてはおりません。平成28年度では受給者が122人、平成30年度は108人、令和2年度は90人で、今年度はそれも少しだけ下回る予想です。以上でございます。

○教育長

新旧対照表をみると、内容も変わっている部分があると思うのですが。

○教育総務課長

新旧対照表の下線部分の藤井寺市立の中学校又は八尾市立大正中学校とあるのですが、最近では富田林中学校へ通われる藤井寺市在住の生徒が出る可能性があります。

す。従いまして、改正後にある通り国又は地方公共団体が設置する中学校、と表現を変えております。以上でございます

○教育長

他にご質問等ございますか、よろしいでしょうか。それでは、議案第22号 藤井寺市高等学校等入学準備金支給規則の一部を改正する規則についてこのとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

ありがとうございます。それでは、議案第22号は提案のとおり決定いたします。続きまして、議案第23号 藤井寺市立学校条例施行規則の一部を改正する規則について、教育総務課長説明願います。

○教育総務課長

議案第23号 藤井寺市立学校条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。資料8をご覧ください。

4月の定例教育委員会会議でもご報告させていただきましたが、行政手続の簡素化を図り、市民の負担を軽減し、利便性を向上することを目的とした藤井寺市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則により、本規則に係る様式「藤井寺市立学校施設使用許可申請書」での押印欄の廃止に伴う規則改正をしようとするものです。

○教育長

ありがとうございます。ただいまの件につきまして、委員の皆様、何かご質問等ございますか。

○教育長

押印の廃止ということですが、本人確認を別途行うのですね。

○教育総務課長

お答えします。手続きによっては本人による署名や、本人確認のためのマイナンバーカードや免許証等の身分証明書の提示を求める場合もあります。

本許可証につきましても同様の本人確認を行います。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○教育長

ありがとうございます。他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第23号 藤井寺市立学校条例施行規則の一部を改正する規則につ

いて、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

ありがとうございます。それでは、議案第23号は提案のとおり決定いたします。続きまして、報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決をさせていただきましたので報告いたします。

まず、報告第21号 藤井寺市生涯学習審議会の委員の委嘱について、生涯学習課長報告願います。

○生涯学習課長

藤井寺市生涯学習審議会の委員の委嘱についてご説明させていただきます。

藤井寺市生涯学習審議会は、生涯学習センターの管理、運営に関すること、公民館事業の企画実施に関すること、図書館の運営に関することなどを調査、審議するために設置されております。現在の生涯学習審議会の委員について、教育関係者、地域、団体の関係者、学識経験者、そして公募により選出された者から構成されており、別紙のとおり13名の方に委嘱しております。

今回、委員選出団体である市立小中学校校長会及び市立学校園PTA連絡協議会内において委員に変更がありました。それに伴い7月1日より新しく2名の方に委嘱させていただくものです。なお、任期につきましては、本年7月1日から令和4年6月30日までの残任期間となります。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。ただいまの件につきまして、委員の皆様、何かご質問等ございますか。

○委員

当会議に参加した経験がある者としての意見ですが、一部メンバーが固定化されているが、意見の偏りなどのマンネリ化はないか。また、活発なディスカッションはなされているか、実情を教えてください。

○生涯学習課長

委員ご指摘のとおり、長年に渡って生涯学習審議員として本審議会に携わっていただいておりますメンバーもおられます。意見の偏りが出ており、活発なディスカッションがなされていないのではという心配を頂いております点につきましては、会議の議題にもよりますが、毎回出席されている委員の皆さまから貴重なご意見を多数いただいております。また、平成30年度からは、公募により選出された委員も参加いただいていることから様々な視点からのご意見を頂いております。令和2年度の審議会は書面会議でしたが、コロナ禍における各事業の進め方など多くの

貴重なご意見をいただきました。また、令和元年度の審議会では議題にもなりました「アイセル シュラ ホールの活用について」岡田市長も交えた活発なディスカッションがなされました。

ただ、委員のご指摘も最もだと思います。事務局として新規で就任いただいた委員がより活発にご発言いただけるように、事前の情報提供や事業の報告方法について更なる工夫をしていきたいと思えます。

○教育長

ありがとうございました。他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第21号 藤井寺市生涯学習審議会の委員の委嘱について、承認してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

ありがとうございます。それでは、報告第21号について承認いたします。

続きまして、報告第22号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長報告願います。

○教育総務課長

報告第22号 教育委員会の後援名義等使用につきまして、ご報告させていただきます。

今回の報告につきましては、令和3年6月の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料10の表の2件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき報告させていただきます。以上です。

○教育長

資料を見ていただいて、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。2つの後援名義をした事業はどういった内容のものですか。

○学校教育課長

1つ目は、株式会社朝日新聞社が主催して実施される講演会です。「ぐんと差がつく！夏休みの過ごし方」と題して、コロナ禍で教育環境が大きく変わる中、未就学児から小学生の保護者に向けて、独自の教育方法で脚光を浴びる佐藤さんが夏休みの過ごし方を講演し、参加する保護者の不安を解消することを目的に実施されるものです。対象は900人程度で、オンラインで実施されます。

2つ目は、ガールスカウト大阪府連盟が主催して実施されるオンラインでの体験講座です。「オンラインでガールスカウト体験」と題して、ガールスカウト教育プログラム体験を行い、藤井寺市の子ども達が「生きる力」を育てる教育を体感し、豊かでたくましい心の成長を育むことに寄与することを目的に実施されるものです。対象は30人程度で、オンラインで実施されます。

○教育長

他に何かご質問等ございますか。

○委員

後援名義の案件が今月は少ないように思うのですが、断ったものも有りますか。

○教育総務課長

各課で受け付けているのですが、お断りしたものは聞いておりません。

○教育長

それでは、報告第22号 教育委員会の後援名義等使用について、承認してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

ありがとうございます。それでは、報告第22号について承認いたします。次に、その他報告事項に移ります。道明寺こども園 幼保連携型認定こども園タイムスケジュール案について、保育幼稚園課長説明願います。

○保育幼稚園課参事

道明寺こども園の認定こども園化に向けて、こども園推進本部のもとに、二つの部会を設けて検討を進めております。この部会は幼稚園、保育所の先生方を部員とし、幼児教育、保育専門の大学教授にアドバイザーを務めていただいております。そして、今回目指しているこの道明寺こども園の認定こども園化の計画が、何よりも、園の子ども達の安心安全な生活とよりよい心身の成長に寄り添ったものになること、多様な保護者のニーズに対応できるものとなることを心がけております。

5月より総務部会を2回、運営部会を3回行いましたが、7月2日の運営部会において、認定こども園としてのタイムスケジュールの案がまとまりましたのでご報告いたします。資料11をご覧ください。

表の上の段より2号認定児、これは現在の3、4、5歳の保育所児にあたります。2段目に1号認定児。これは、現在の幼稚園児です。そして、3段目が職員の動きになっています。また、1番下は0、1、2歳の乳児の動きです。

では、こども園としての子ども達の動きを見てまいります。

まず、一番下の0、1、2歳児ですが、これは現在の第2保育所の生活と変わりません。個々の子どもの発達段階に合った、心地良い生活リズムを心がけ、遊びを中心とした保育を行ってまいります。

次に幼児です。幼児は、一つのクラスの中に、大きく言うと短時間の1号児、長時間の2号児という、保育を受ける長さが異なる子どもたちがクラスに混在しているイメージです。

朝7時より開園し、早朝の保育を必要とする子どもたちが登園してきます。初め

は保育室1室で少人数から、少しずつ人数が増えていくにつれて園庭に場所を移し、朝の保育を行います。職員はシフト制になっており、早朝担当の者が保育にあたります。そして、8時30分に通常勤務の職員が出勤し、8時45分までの15分間の朝礼で、前日からの引継ぎ、その日の打ち合わせを行い、その日1日の保育体制を整えます。これが7時から8時45分までの「おはようタイム」です。

8時45分より1号児と、早朝保育を受けない2号児が登園し、身支度、準備を行って、順次活動に入っていきます。

子ども達の集中力が一番高い午前中に「主体的な活動を大切にしている時間」をとります。この時間は、子ども達が自ら活動を選び、主体的に環境に関わっていくことを大切にします。その中で、自ら気づき、考え、試すことを通して、学びを深めていきます。保育者は、子ども達の活動を丁寧に見取り、適切な援助や環境構成をもって、一人一人の成長と、集団としての育ちを促していきます。

このたびの教育改革では、子どもを主体とした保育の実現が大きくうたわれていません。この「主体的な活動を大切にしている時間」での取り組みが、認定こども園としての保育の質を向上させていくための重要な取り組みの一つとなります。

そして、片づけをした後、活動について話し合う時間を持ちます。このクラスでの話し合いの時間が、子ども同士の関係を深め、アイデアを出し合ったり、気づきを得たりしながら活動の深まりや学びを促す大切な時間となります。

その後、クラスでの活動に取り組み、給食に入っていきます。ここまでが「ハッスルタイム」です。

給食の後、保育所では午睡の時間としています。しかし、部会での話し合いの中で、5歳児では午睡は必要のない子が増えてくるということで、現在は秋を過ぎるころからとりやめていた午睡を、こども園では5歳進級時に前倒ししてとりやめることにしました。この時間は、朝のエネルギッシュな活動とは少しトーンを変えて、子どもたちがゆったりとした気持ちで過ごせることを意識します。ただし、生活状況により午睡が必要な子どももおりますので、道明寺こども園の部屋数の多さを生かし、必要な子どもには睡眠をとれるスペースを作ります。

その後、クラス全員で1日のおわりの会を行います。ここで、その日の振り返りや、明日への期待がもてるような時間を共有し、1号児は降園し、引き続き保育を受ける子どもたちは、おやつの部屋へ移動します。どちらの子どもも満たされた気持ちで張り切って活動の切り替えができるように、部屋のしつらえや使い方を工夫していきたいと先生方からも声がありました。ここまでが「ゆっくりタイム」です。

15時30分におやつが終わり、その後夕方の時間に入っていきます。子ども達の保育時間が長くなってき、朝よりもクラス的人数が減っているこの時間。こども園の生活の中では、ここがまた工夫が必要な点です。

部会の中でも、年間を通してこの夕方の時間を充実させていくために、日々の子どもの変化を見逃さないよう、同じ職員が保育にあたる体制がとりたい。長い時間こども園で生活する子ども達に、地域との関わりをもたせたい。自然な形で異年齢での関わりも経験させたい。と、様々な希望を出していただいております。この夕方の時間の充実は今後の検討課題です。ここまでが「じっくりタイム」となります。

その後、2号認定児も順次降園し、少しずつ子どもの集団を小さくしながら職員はシフト制で対応していきます。この時間に保育を受けている子どもたちは、かなり長時間になっています。そのため、職員は子どもたちが安心して、寂しさを感じる

ことなく、親密な関わりの中で、ほっこりあたたかい気持ちを感じられるように「ほっこりタイム」としました。

以上が、現在のところの道明寺こども園が認定こども園化した場合のタイムスケジュール案となります。

今後は、このタイムスケジュールをもとに、具体的な活動内容や、行事などの決定に入っていくことを予定しております。以上ご報告させていただきます。

○教育長

ありがとうございました。ただいまの件について、委員の皆様、何かご質問等ございますか。

○委員

こども園は何人体制での運営を考えていますか。

○保育幼稚園課長

お答えいたします。現在、道明寺幼稚園は、育休の職員を除いて、園長以下8名の職員と2名の障がい児保育補助員で保育を行っております。また、第2保育所は所長以下29名の保育士と看護師、用務員で運営しております。保育所ではその他に朝夕の短時間パートを雇用しております。

道明寺こども園を何人体制で運営するかは現在のところ未定でございます。開園時間、定員、現在の配置基準、翌日の準備時間等をふまえ今後検討してまいります。

開園時間は現在、午前7時から午後7時までの12時間、開園日も月曜日から土曜日までの週6日ですが、これは認定こども園に移行しても変わらないと考えております。これらすべての時間帯に配置基準に添った保育教諭の配置が必要ですので、職員の勤務に関してはシフト勤務や土曜勤務の振替が必要であると考えております。以上です。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○委員

申し込み方法に変更はありますか。

○保育幼稚園課長

お答えいたします。現在、幼稚園の1号子どもの申し込みは、幼稚園で受付をしており、認定こども園に移行しても変更はございません。ちなみに2号、3号子どもの保育所の申し込みについても、現在は市役所で受付をしており、この点に関しても変更は考えておりません。以上です。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○委員

全幼児数、クラス数及び1クラスあたりの幼児数を教えてください。

○保育幼稚園課長

お答えいたします。現在の道明寺幼稚園の定員は140名、第2保育所の定員は131名のあわせて271名です。認定こども園に移行した後の定員は未定ですが、保育を必要とする2号、3号こどもの定員を減らすことは困難であること、また、幼稚園の定員と在園児数の乖離などをふまえ、藤井寺市子ども・子育て会議に諮ったうえで定員設定を行いたいと考えております。

クラス数については、施設の部屋数からは、0歳児1クラス、1歳児2クラス、3歳児2クラス、4歳児2から3クラス、5歳児2から3クラスが想定できます。

なお1クラスあたりの子どもの数は、平成28年の道明寺こども園開園時に4・5歳児については30人で学級を編制するとしており、この方針は変わっておりません。以上です。

○委員

保育士、幼稚園教諭の人数確保は問題ないですか。

○保育幼稚園課長

お答えいたします。全国的な保育士不足のなか、本市においても保育士確保に苦勞しております。それに伴い幼稚園教諭の確保も厳しい現状がございます。こども園において教育・保育にたずさわる保育教諭は、幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法に規定する保育士登録を受けた者とされており、保育教諭については、正職を基本としつつ、会計年度任用職員の講師により確保してまいります。会計年度任用職員の募集については、市の広報紙やホームページでの周知だけでなく、ハローワークや求人紙への掲載など多様な媒体を使って周知に努め、人材確保に努めてまいります。以上です。

○委員

幼保一体となると、家庭環境の違いや育児に対する保護者の考え方など、より多様になります。保育者の負担が増え、本来の業務に支障をきたさないよう、保護者の足並みを揃えること、理解度を高めることが運営上最重要と思われませんが、何か考えられていることはありますか。

○保育幼稚園課長

お答えいたします。道明寺こども園では、これまで道明寺幼稚園と第2保育所として、保護者の求めるものも違う中で、保護者の多様な考え方、多様な家庭環境、配慮の必要な家庭などに対し、公立施設として責任を持って対応してまいりました。保護者の多様性を受けとめ、しっかり対応して行くことは認定こども園に移行しても変わることはございません。

保護者の理解を深めるためには、まず、道明寺こども園の目指す保育を作り上げて行くことが大切と考えます。これまでの交流活動や合同行事、保育研究会などを踏まえ、新たなこども園としての保育を保護者の皆様に伝えてまいります。

認定こども園に移行した後は、保育の考え方をしっかり伝えて行くため、働いて

いる方にも配慮した懇談会や保育参観にして行く必要があると考えております。また、日常活動について、保護者にとって分かりやすい周知方法を検討してまいります。以上です。

○委員

よく、幼稚園教諭と保育士には確執があると聞きますが大丈夫ですか。

○保育幼稚園課長

お答えいたします。道明寺こども園は、同じ園舎の中で生活を始め、運営は6年目になります。この間、幼保の先生方は、話し合い、交流活動や合同の行事も行いながら、連携を深めております。また、この時間をかけたことについては、大学教授のアドバイザーからも良かった点だと言ってもらえております。しかし、委員ご指摘のことも聞いたことがありますので、これからもご心配していただいております。うなことがおこらないように気を付けて進めて参りたいと考えております。

○教育長

他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、その他報告事項 道明寺こども園 幼保連携型認定こども園タイムスケジュール案について、承認してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

ありがとうございます。それでは、その他報告事項について承認いたします。

以上で、本日予定しておりました案件は終了いたしました。全体を通じて何かご発言等ございますか。

では、以上を持ちまして、7月定例教育委員会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後3時15分

それでは、閉会後に意見交換会を開催します。